



28墨福厚第976号
平成28年11月2日

社会福祉法人
墨田区社会福祉協議会
会長 西原文隆 様

墨田区長 山本 享



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成28年12月5日から平成33年12月4日まで